

## 商品概要説明書

無担保住宅借換ローン（ジャックス保証）

（2023年8月1日現在）

商品名	無担保住宅借換ローン
ご利用いただける方	(1) 当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。 (2) お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳以下でかつ、完済時年齢が 75 歳以下の方。 (3) 継続して安定した収入のある方。 (4) 原則、団体信用生命共済に加入できる方。 (5) 公的および民間住宅ローン利用者で返済実績が 5 年以上あり、且つ直近 1 年間に返済遅延がない方。（ステップ償還利用者は 7 年、また 2 度目の借換の場合は前回、前々回通算で 7 年以上） (6) 株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 (7) その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金使途	(1) 住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンの借換資金。 （当 JA ・他金融機関問わず） (2) 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金。 (3) 資金使途 (1) (2) と同時に行う新規のリフォーム資金全般。 *上記いずれの場合も金利の軽減が見込まれること。
借入金額	○50 万円以上 2,000 万円以内（10 万円単位）とします。 *農業従事者を除く自営業者の場合は 1,000 万円以内 *借換対象資金の残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内（1 ヶ月単位）とします。 *借換資金の残存償還期間の 3 年を加算した期間を上限とします。
融資方法	○借換対象ローンの借入者返済口座または借入先への振込。 *リフォーム資金を含む場合は、工事完了後、借換資金は借入者返済口座または借入先への振込とし、リフォーム資金は借入者口座経由で販売（施行）業者へ振込。
借入利率	<b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%

無担保住宅借換ローン（ジャックス保証）

	<p>以内) のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>						
担保	○不要です。						
団体信用生命共済	<p>○当 J A 所定の 2 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="518 678 1331 831"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済 (特約なし)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済 (特約なし)	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.1%
団体信用生命共済名	加算利率						
団体信用生命共済 (特約なし)	なし						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.1%						
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.3%</p>						
連帯保証人	<p>○原則として保証人は不要です。但し、以下の場合は連帯保証人が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換対象ローン連帯債務者または連帯保証人。</li> <li>・団体信用生命共済に加入できない方は法定相続人。</li> <li>・(株) ジャックスが必要と認めた場合</li> </ul>						
手数料	<p>○ご融資の際、当 J A に対して事務手数料 3,300 円 (消費税等含む。) が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む) が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料です。</p>						
必要書類	<p>(1) 本人確認書類 (運転免許証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード等)</p> <p>(2) 所得を証明する書類          給与所得者・・・源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。          自営業者・・・納税証明書 (1・2) または確定申告書 (受付印のあるもの) の写し。</p> <p>(3) 用途を証明する書類</p> <p>① 住宅ローンの残存期間および残高が確認できる書類の写し。</p> <p>② 直近 1 年間の返済遅延がないことを確認できる書類の写し。</p> <p>③ 借換対象物件の土地・建物の不動産登記簿謄本原本 (直近 1 ヶ月以内)</p> <p>④ 他金融機関取扱の場合、振込依頼書 (控え)</p> <p>⑤ 借換対象物件の登記抹消後の土地、建物の不動産登記簿謄本 (融資実行後)</p> <p>⑥ 特別加算の場合、完済したことを証する書類 (融資実行後)</p>						

	<p>⑦ 資金使途にリフォーム資金を含む場合は、見積書、注文書、工事請負契約書の写し。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A成田市